

独立行政法人労働者健康福祉機構  
平成19年度業績評価委員会報告書

平成20年 2月27日

独立行政法人労働者健康福祉機構  
業績評価委員会

独立行政法人労働者健康福祉機構  
業績評価委員会委員

- 芳賀 浩司（航空連合会長）
- 萩原 克彦（自動車総連事務局長）
- 清川 浩男（三菱マテリアル株式会社副社長）
- 相川 貢（JFEスチール株式会社常務執行役員）
- ◎ 田中 滋（慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授）
- 相澤 好治（北里大学医学部医学部長）
- 櫻井 治彦（中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長）
- 圓藤 吟史（大阪市立大学大学院教授）

◎ 委員長

はじめに

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」と言う。）における平成18年度業務実績の評価及び平成20年度の運営に向けた意見を求めるため、平成19年7月6日と12月6日に業績評価委員会が開催された。

本報告書は、機構の業務について本委員会における意見をまとめたものであり、本意見を基に機構の責任において自主的な改善が行われることを期待するものである。

1. 平成18年度業務実績及び平成19年度上半期業務実績について

機構は、平成16年4月1日に厚生労働大臣から示された中期目標に基づき、被災労働者の療養の向上、労働者の健康の保持増進に関する事業として、労災病院、産業保健推進センター、労災リハビリテーション作業所等を運営するとともに、労働者の福祉の向上のため未払賃金立替払事業等を実施しており、主な取組は次のとおりである。

- (1) 労災病院においては、勤労者医療の中核的役割を果たす医療機関として、労災疾病に係るモデル医療等の研究開発、勤労者に対する過労死予防等の推進、地域医療機関に対する勤労者医療の支援などに取り組んでいる。

平成17年度に社会問題化したアスベスト問題については、平成18年度においても、労災病院グループの蓄積された医学的知見を活用し、医療関係者への研究成果の普及促進、研修、並びにアスベストにおける健康被害についての特殊健診、診断、治療に迅速かつ適確に取り組んでおり、さらにアスベスト関連疾患分野を新設させての研究の推進やアスベスト関連疾患診断技術研修の新たな実施など、積極的な研修・講習活動を展開した。また、労災疾病等に係る13分野の研究開発においても研究成果の普及促進等、積極的な取組が行われた。

財務内容の改善においては、平成18年4月における診療報酬の大幅なマイナス改定の中、平成17年度の損失額73億円から平成18年度は損失額42億円となり31億円の改善が図られ、機構の中期目標の大命題である平成20年度までの収支相償達成に目途をつけた。

- (2) 産業保健推進センターにおいては、産業保健関係者に対する研修や情報提供、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金等に関する周知活動及び支給手続きを実施しており、討議や実習を取り入れた実践的研修の実施など産業保健関係者に対する研修の質の向上、助成金制度に係る周知活動の強化等に取り組むとともに事業効果の把握・分析に向けた実態調査も実施した。また、平成18年度からは「母性健康管理研修」を新たな事業として全センターで実施した。
- (3) 労災リハビリテーション作業所においては、在所者の自立能力の確立と社会復帰の支援に取り組んでおり、平成18年度においては、入所者毎の社会復帰プログラムの充実や定期的なカウンセリングの実施、関係機関との積極的な連携等により、社会復帰率は26.0%と前年度比2.3ポイント増となり、中期目標値である「25.0%以上」を上回った。  
また、外部の有識者からなる懇談会の提言等を踏まえ、平成19年度中の2所廃止の決定を行い、併せて存続する作業所については、通過型施設としての本来目的に即した運営改善を強力に推し進めていくこととした。
- (4) 未払賃金立替払事業においては、立替払の迅速化と立替払金債権の適切な管理・求償に取り組んでおり、平成18年度においては、受付から支払までの期間は前年度に比して1日短縮され28.6日となった。

## 2 平成18年度業務実績の評価について

機構から示された平成18年度業務実績は、機構の設置目的に合うものであり、中期目標及び中期計画等に照らし合わせても適正に業務を実施していると考えられる。

今後は、機構の業務運営をより効率化し、国民に対するサービスの充実を図り、事業の一層の発展を目指して、以下の事項に留意して業務を実施することが望まれる。

### (1) 電子カルテの導入拡大の検討

医療のIT化が進展している中、今後、電子カルテの導入は必須である。導入費用、操作性等、導入に伴う懸案事項を検討の上、今までの導入事例に拘らずに積極的に電子カルテの導入を検討する必要がある。

### (2) メンタルヘルス不調対策結果の企業側へのフィードバック

## の検討

近年、メンタルヘルス不調の勤労者が若年層にも広がってきており、企業においても対策等に苦慮しているところである。機構で取り組んでいるメンタルヘルス対策において、どのような人がメンタルヘルス不調者になりやすいかなど、メンタルヘルス不調者の個人的要因や作業要因についての分析情報が、企業側へフィードバックされ、産業医と精神科等の医師とのネットワーク作りが行えるような仕組の構築を期待する。

### (3) 医師の労働の適正な評価に基づく処遇

医師の実労働を適正に評価し、それに見合った処遇が優秀な医師確保対策には必要であると思われる。

### (4) 次期研究テーマの選定

次期研究テーマの選定時には職業性に拘りすぎず、広い意味での勤労者医療に繋がるような研究テーマの選定に期待する。

### (5) 未払賃金の立替払業務の支払期間の短縮

未払賃金の立替払業務については、請求書の受付から支払までの期間を「平均30日以内」とすることとした中期目標を達成したことは評価できる。今後とも業務の効率化に努め、支払期間の大幅な短縮が実現されることを期待する。

### (6) 納骨堂の周知

納骨堂については、利用度を高めるための工夫を期待する。

### (7) 産業保健推進センターと労働局との連携強化等

過重労働とメンタルヘルスの問題については、労働局だけでは対応できない部分が多々あると思われるので、産業保健推進センターがその問題の取組に対して積極的に役割を担う等、互いに補完し合い密接に連携を図っていく必要がある。また、産業保健推進センターは各地の企業の人事労務担当者への相談・支援に対して、今後も積極的に対応することを期待する。

## 3 平成20年度の運営に向けて

### (1) 目標達成と収支相償

第一期中期目標期間の最終年度となる平成20年度においては、中期目標、中期計画で定めた目標を確実に達成すること及び機構の最重要課題である収支相償の達成に向けて、

全職員が一丸となって取り組んで頂きたい。

(2) 労災疾病等13分野研究

労災疾病等13分野研究については、平成19年度までの研究・開発で得られた成果を普及する期間となっているが、関係機関等との密接な連携を図り、機構が策定する労災疾病等13分野医学研究開発成果普及事業実施要領に基づき、広く研究成果を効果的かつ効率的に普及させることを期待する。

(3) 特定健診・特定保健指導

今後の少子高齢化社会を考えた場合、医療費適正化だけでなく労働力の確保という観点からも特定健診・特定保健指導は重要な意味を持つものと考えられる。機構においては、働く人（勤労者）の利便性を考慮した体制整備を図ると共に、これまで培った知見を生かした質の良いサービス提供に努めるなど、勤労者の健康保持の観点からの積極的な取組を行うよう期待する。

(4) 医業未収金

医業未収金のうち、特に「個人未収金」にあつては、賃金格差の広がり等による生活困窮者の増に加え、最近では、経済力はあるにもかかわらず診療費を支払わないといった患者側のモラル低下による発生が増えてきており、医療機関の経営を脅かすなど社会問題化してきている。労災病院においても対応に苦慮されていると思うが、引き続き、医業未収金の発生防止及び回収に努力されることを期待する。

最後に

これらの意見等を踏まえ、機構の平成20年度の運営に資するとともに、効率的・効果的な業務の実施を通じて、国民のニーズにより良く応えていく組織として発展していくことを期待する。

また、今般の独立行政法人整理合理化計画の閣議決定では、施設の廃止、事務・事業の見直し等、非常に厳しい内容となっているが、組織がさらに発展するターニングポイントとして捉え、機構職員のモチベーションを維持・向上できる組織風土の醸成及び今以上の組織の活性化を図ることにより、機構の政策的任務でもある働く人々の健康と福祉の増進に一層取り組まれることを期待する。

平成19年度業績評価委員会報告書に  
基づく業務の改善について

平成20年 3月 7日

独立行政法人労働者健康福祉機構

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下、「機構」という。）の平成18年度業務実績、平成19年度上半期業務実績及び平成20年度の運営に関し、業績評価委員会報告書により御評価、御提言いただきました事項につきまして次のとおり業務の改善に反映いたします。

## 1 電子カルテの導入拡大の検討

医療のIT化が進展している中、今後、電子カルテの導入は必須である。導入費用、使い勝手等、導入に伴う懸案事項を検討の上、今までの導入事例に拘らずに積極的に電子カルテの導入を検討する必要がある。

現在電子カルテを導入している病院は、横浜労災病院と香川労災病院の2病院となっている。電子カルテについては、その導入・維持に多額の費用負担を要するという面があるため、現中期目標の大命題である収支相償の達成への影響について考慮するとともに、導入によって得られる医療の質の向上や効率化、地域医療連携推進という面にも着目し、各病院の置かれた個別の状況等を勘案しながら導入の検討を行っていくこととしている。

## 2 メンタルヘルス不調対策結果の企業側へのフィードバックの検討

近年、メンタルヘルス不調の勤労者が若年層にも広がってきており、企業においても対策等に苦慮しているところである。機構で取り組んでいるメンタルヘルス対策において、どのような人がメンタルヘルス不調者になりやすいかなど、メンタルヘルス不調者の個人的要因や作業要因についての分析情報が企業側へフィードバックされ、産業医と精神科等の医師とのネットワーク作りが行えるような仕組の構築を期待する。

現在、機構が取り組んでいる労災疾病13分野の研究・開発、普及事業における「勤労者のメンタルヘルス」分野の研究において、メンタルヘルス不調者のデータの各種分析を行っているところであり、メンタルヘルス不調者の個人的要因や作業要因についての分析データも蓄積されているところである。これら研究で得られた分析情報のうち企業に置いて有益な情報及び「勤労者心の電話相談」等のメンタルヘルス不調対策を通じて得られた知見については、全都道府県に設置している産業保健推進センターと連携して、各地域における産業医等及び企業とのネットワークを構築する等により企業に対する確かなフィードバックが行われるよう引き続き検討していくこととしている。



### 3 医師の労働の適正な評価に基づく処遇

医師の実労働を適正に評価し、それに見合った処遇が優秀な医師確保対策には必要であると思われる。

全国的に医師不足が深刻化している昨今、当機構においても医師確保は最重要課題の一つとなっていることから、新規採用医師に対して採用時に支度金を支給できる制度、病院機能の向上等に貢献した医師に対して院長の裁量により奨励金を支給する制度や医師確保が困難な施設では医師確保加算として俸給に加算する制度を設ける等の医師確保対策を講じているところである。

今後は更に、優秀な医師を確保していくためその労働の適正な評価に基づいた処遇（給与制度の見直し、研究時間の確保、学会参加等）についても検討することとしている。

### 4 次期研究テーマの選定

次期研究テーマの選定時には職業性に拘りすぎず、広い意味での勤労者医療に繋がるような研究テーマの選定に期待する。

次期研究テーマについては、次期中期目標の中で厚生労働大臣から示されることになるが、研究テーマの選定については、外部意見も取り入れるとともに、機構においても十分検討し、その結果を厚生労働省に提言していきたいと考えている。

このため現在、じん肺、振動障害、産業中毒等従来型の労災疾病等に対し、医学や関連技術の進歩に応じて常に最新かつ高度な医療を提供し、被災労働者の早期かつ適切な社会（職場）復帰を図るための研究はもとより、高齢化、社会経済のグローバル化及びIT化等の進展による労働環境の急激な変化を背景とする過労死・過労自殺やメンタルヘルス不調、さらには働く女性のメディカルケア等の新たな健康問題に的確に対処する観点から、より多くの勤労者に寄与するような研究テーマの検討を進めている。また、労災病院において蓄積された労災医療に係る豊富な臨床例や専門的知見に基づいて、労災補償、労働衛生等の行政機関に必要な情報等を提供する観点、あるいは労災指定医療機関や産業医等に広くモデル医療等を普及する観点から必要性の高い研究テーマについても検討を重ねている。

## 5 未払賃金の立替払業務の支払期間の短縮

未払賃金の立替払業務については、請求書の受付から支払までの期間を「平均30日以内」とすることとした中期目標を達成したことは評価できる。今後とも業務の効率化に努め、支払期間の大幅な短縮が実現されることを期待する。

請求書の受付から支払までの期間については、請求件数や書類の不備の程度等に影響されるところがあり、限られた予算・人員の中で大幅な短縮を図るには大変厳しい現状にあるが、引き続き、原則週1回払の堅持、審査マニュアル等を活用した職員研修等の実施による審査業務の標準化の徹底、パンフレット配布先の効果的拡大やホームページ更新等の情報提供の充実等に取り組み、支払期間の一層の短縮に努めたいと考えている。

## 6 納骨堂の周知

納骨堂については、利用度を高めるための工夫を期待する。

納骨堂については、機構のホームページに事業内容を掲載するほか、毎年新たに合祀される産業殉職者の遺族に対して、遺品（遺骨）の収蔵案内や産業殉職者合祀慰霊式の案内を送付するなど、その利用度を高める取組を行ってきた。

今後は、合祀慰霊式の模様を掲載する等ホームページの充実を図るとともに、広報誌に取り上げていただくよう関係団体に更なる協力をお願いする等利用度を高めるための一層の工夫に努めたいと考えている。

## 7 産業保健推進センターと労働局との連携強化等

過重労働とメンタルヘルスの問題については、労働局だけでは対応できない部分が多々あると思われるので、産業保健推進センターがその問題の取組に対して積極的に役割を担う等、互いに補完し合い密接に連携を図っていく必要がある。また、産業保健推進センターは各地の企業の人事労務担当者への相談・支援に対して、今後も積極的に対応することを期待する。

労働局が主催する事業者団体向けのイベント等に産業保健推進センター相談員による講演の機会を提供してもらうこと、労働局・労働基準監督署が事業場を指導する際にセンターの利用を勧奨してもらうこと等について、労働局に働きかけ、行政との連携を拡大していくこととしている。

さらに、上記の取組をより円滑に進めるため、労働局・労働基準監督署の職員を対象としたメンタルヘルス研修を実施するなどにより、産業保健分野における専門的サポートの重要性についての理解を深める機会を提供していきたい。

また、企業の人事労務担当者への相談・支援については、先進的な取組みの事例を全国のセンターを通じて情報提供し、休職者が職場に復帰する際の望ましい職場対応等、実務上の諸問題の解決に向けた、より実践的な支援を積極的に行っていくこととしている。

## 8 目標達成と収支相償

第一期中期目標期間の最終年度となる平成20年度においては、中期目標、中期計画で定めた目標を確実に達成すること及び機構の最重要課題である収支相償の達成に向けて、全職員が一丸となって取り組んで頂きたい。

平成20年度は、主に次の事項に取り組むことで収支相償を確実に達成することとしている。

収入確保対策としては、20年度診療報酬改定にきめ細かく対応し上位基準の取得等に努めるとともに、DPC対象病院への移行を進める。また、医師確保に向け幅広い取組を進め、特に女性医師の就労支援について新たな取組を進めることとしている。また、支出削減対策としては、後発医薬品への移行による薬品費の削減、医療機器等投資の抑制、業務に要する経費の抜本的見直し及び人件費の抑制等に努めることとしている。

## 9 労災疾病等13分野研究

労災疾病等13分野研究については、平成20年度は平成19年度までの研究・開発で得られた成果を普及する期間となっているが、関係機関等との密接な連携を図り、機構が策定する労災疾病等13分野医学研究開発成果普及事業実施要領に基づき、広く研究成果を効果的かつ効率的に普及させることを期待する。

当機構は、機構本部と各労災疾病研究センターが連携を図りながら、これまで実施してきた労災疾病等13分野研究の成果を効果的かつ効率的に広く普及するため、「学会発表、学術論文等による公表」、「労災指定医療機関医師、産業医、事業者、労働衛生管理者、勤労者等を対象とした研修会及び講習会の実施」、「文書出版、ホームページ等の方法による情報提供」、「リーフレット、DVD、マニュアル等の作成・配布」、「マスコミ等発表」の取組を実施することとしている。また、普及活動の実施に当たっては、各都道府県産業保健推進センターと綿密な連携を図り、研修会の開催、産業医等に対する研究成果の周知・広報等を積極的に推進する他、必要に応じて都道府県労働局、都道府県医師会・郡市区医師会、財団法人労災保険情報センター、国内外の関係研究機関等の外部

関係機関と連携を図ることとしている。

なお、労災指定医療機関医師、産業医、事業者、衛生管理者、勤労者など普及事業対象者の視点に立ち、当該事業を効果的に行うため、必要に応じて研究アドバイザー以外の専門家等の意見を積極的に聴取することとしている。

#### 10 特定健診・特定保健指導

今後の少子高齢化社会を考えた場合、医療費適正化だけでなく労働力の確保という観点からも特定健診・特定保健指導は重要な意味を持つものと考えられる。機構においては、働く人（勤労者）の利便性を考慮した体制整備を図ると共に、これまで培った知見を生かした質の良いサービス提供に努めるなど、勤労者の健康保持の観点からの積極的な取組を行うよう期待する。

特定健診・特定保健指導については、当機構の政策理念である勤労者医療の推進を実践する上で極めて有意義な取組であることから、労災病院において積極的に取り組むこととしている。

この事業の実施に当たっては、午後の時間帯やインターネットの活用による保健指導体制を設けるなど、利便性の確保に最大限配慮した体制整備を図っていきたいと考えている。また、良質で効率的な特定保健指導を提供できるよう、これまで勤労者予防医療センター（部）において培った保健指導に係るノウハウの積極的な活用を図ることとし、次のような取組を検討している。

- ①勤労者予防医療センターにおける保健指導の参考事例や効果的手法等を集約したガイドブックの作成
  - ②特定保健指導実施者の育成を図るため、地域の保健師、管理栄養士等を対象とした勤労者予防医療センターによる研修会の開催
  - ③事業の実施に係る保険者との契約に際し、より多くの勤労者に効率的に特定保健指導を行う観点から、各労災病院において締結する個別契約とは別に、本部と特定の保険組合グループとの協議による集合契約の締結
- また、こうした取組のほか、特定保健指導の実効性を高めることを目的として、生活習慣病予防に係る研究事業にも積極的に取り組むこととしている。

## 1 1 医業未収金

医業未収金のうち、特に「個人未収金」にあつては、賃金格差の広がり等による生活困窮者の増に加え、最近では、経済力はあるにもかかわらず診療費を支払わないといった患者側のモラル低下による発生が増えてきており、医療機関の経営を脅かすなど社会問題化してきている。労災病院においても対応に苦慮されていると思うが、引き続き、医業未収金の発生防止及び回収に努力されることを期待する。

医業未収金のうち、特に、個人未収金の発生防止や回収の対策については、各労災病院における好事例、問題点等の情報を各種会議等で提供するとともに、平成17年3月には「診療費収納マニュアル(案)」を策定し、各労災病院の実情に合わせた診療費収納マニュアルを作成するよう指示するなど、これまでも様々な取組を指示し個人未収金の削減に努めてきている。

さらに、平成19年10月には「個人未収金の発生防止及び回収の方策について」を取りまとめ、労災病院の全職員が個人未収金の発生防止に取組むことを基本方針に、院長直轄の「未収金対策チーム」の設置や「未収金専門担当者」を配置することとし、各労災病院においてその発生原因の分析や対応策を講じることとした。

また、本部には「本部未収金対策プロジェクトチーム」を設置し、労災病院の各部門が連携を図り未収金発生防止を講じられるようにするための「未収金発生防止マニュアル」を作成中であり、平成20年3月までには通知することを予定している。

なお、個人未収金の債権回収業務の効率化を図る観点から、平成19年度には病院が業務委託していた「債権回収業者への個人未収金回収業務委託」を、平成20年度からは本部一括契約することで、全労災病院を対象とし、個人未収金の効率的な回収を図ることとしている。

また、経済力があるのにも関わらず数次にわたる病院の督促にも応じない患者に対しては、弁護士による内容証明での督促も行う予定である。